

	質問・意見	回答
85	高さの変更を要求する場合はいつまでにすればよいのか。(竜美丘)	手続きの関係上、年度内の3月中にいただければ要望に対する対応を行いたい。
86	高さを下げるように意見を出す場合は、協議会か何かを作っておくのか。(竜美丘)	高度地区の高さ18mよりも下げる場合は、地元で協議会などを立ち上げていただき、地区計画の要望を出していただければ対応できる。
87	間屋団地にも現在マンションや戸建住宅があり、約40%は住居になっているため、用途地域を変えてもらえないか。(竜美丘)	4月以降、用途地域の変更は市が行うため、用途地域の再検討をする中で考えたい。
88	商業地域をまたいで西側も地区計画の区域に入れられるか。またそのような場合、協議会を新たに立ち上げる必要があるか。(竜美丘)	地区計画の区域は一筆書きできる整形な形でなくてはならないため、地区としては2つに分かれるが、組織としてひとつであることは問題ないので、既存の協議会で問題ない。